

校則については、目的、根拠をもって生徒へ提示できるよう努めています。ご不明な点、入学にあたって不安な点がありましたら、事前にご連絡ください。

崇化館中学校 ☎ 0565-31-0197 担当：教頭（佐伯） 生徒指導主事（加藤）

入学説明会で配付した資料に、ご質問い合わせた内容について加筆しました。

5 服装や身なり

(1) 頭髪について → 個人差に配慮しており、個別に相談・対応しています。不安や疑問があれば事前にご相談ください。

自然で、清潔で活動的な髪型とする。

① 男子の頭髪

極端な段差がある髪型、カラーリングはしない。

② 女子の頭髪

カラーリング、編み込みはしない。

→ピン、ヘアゴムを使用する場合、色は黒・紺・グレー・茶。

形状は特に問いませんが、体育の授業や清掃等で引っ掛けたり、外れたりするような形のものは避けてください。

(2) 服装、カバンについて

① 男子の服装

〈冬服の場合〉

・標準型の詰えり学生服とする。

〈夏服の場合〉

・白カッターシャツ、開きんシャツとする。

→袖口の校章が無いものも許可します。

・ズボンは標準型の黒長ズボンとする。

・ソックスは白、黒、紺、グレーとする。

→ロゴマークまでは可。柄や模様は不可としています。別紙を参考にしてください。

・ベルトは黒の穴あきを使用する。

② 女子の服装

〈冬服の場合〉

・規定のセーラー服とし、**白のリボン**を着用する。

(セーラー服の襟力バーは白、黒色の線は一本)

〈夏服の場合〉

・規定のセーラー服とし、**黒のリボン**を着用する。

→袖口の校章が無いものも許可します。

・ソックスは白、黒、紺、グレーとする。

→ロゴマークまでは可。柄や模様は不可としています。別紙を参考にしてください。

次年度の夏季の服装について

冷房を十分に効かせていることから、教室での授業は夏の制服で参加します。冷房のない場所での活動や登下校時は夏の体操服で過ごすことになります。

③ カバンについて

・学習用具・ジャージ類は、リュック型のバッグまたは崇中バッグに入れて携帯する。
(複数の使用も可)

→リュックは「黒色」であればマークやライン等は問いません。

ナップや崇中バッグについては必ず購入する必要はありません。
持ち帰る教科書類は家庭学習に必要な最小限に努めるよう指導しているため、
崇中バッグをメインに使用している生徒もいます。

(3) 靴・名札・上履きについて

① 靴について

- ・白、黒、紺、グレーの運動靴で、運動に適するものを使用する。

→次年度から新たに実施しますので、2月中に在校生向けに文書を配付し、HPへ掲載します。

② 名札について

- ・学校で規定の名札を一括して注文し、入学後に配付する。

→次年度からクリップと安全ピンが一体型になった形状に変更します。台布への縫い付け等は不要で、学校（各学級）で保管し、着脱します。

③ 上履きについて

- ・校舎内は規定の上履き（令和5年度入学生：青のラインの入ったスリッパ）を使用する。

6 体育時の服装

(1) 体育時の服装 ※学校指定の物を購入してください。

夏 季	冬 季
・ ハーフパンツ	・ ジャージ上下
・ 白または紺の半袖シャツ	・ 白または紺の半袖シャツ・長袖シャツ

(2) 体育館シユーズ ※学校指定の物を購入してください。

- ・体育館使用時には、体育館専用のシユーズを使用する。

【制服・体育時の服装・体育館シユーズ・スリッパの取扱業者（アイウエオ順）】

・学生の店みくさ	豊田市西町1-129	TEL (0565) 34-0031
・金沢屋洋品店	豊田市西町3-23-1	TEL (0565) 32-0308
・コンドウ洋服	豊田市竹生町3-33	TEL (0565) 32-0404
・そぶ川屋	豊田市桜町2-35	TEL (0565) 32-0913
・ノノヤマ洋服イオンスタイル店	豊田市広路町1-1	TEL (0565) 34-0531
・山村屋	豊田市朝日町2-23	TEL (0565) 31-1307
・勇吉屋本店	豊田市桜町1-29	TEL (0565) 33-1155

→校則が隨時改訂される中で、業者の方が以前のものを把握してみえる可能性もあります。

指定品購入の際に質問があれば学校へご連絡ください。

7 自転車通学許可について

自転車通学は、下記の（1）許可の条件に該当する場合に許可します。

自転車通学を希望する生徒は、保護者の同意を得て、「許可願い」を出します。

（入学後の4月に「許可願い」を提出します）

(1) 許可の条件

① 自転車通学指定区域

- ・瑞穂町・広路町・花丘町・神田町・八幡町・十塚町・松ヶ枝町
- ・元城町（1. 2. 3. 4丁目）
- ・挙母町（1. 2. 3. 4. 5丁目）
- ・桜町の一部（挙母神社西交差点より東、南の地区）
- ・神明町、喜多町の一部（喜多町5丁目交差点より東、南の地区）

(2) その他 →自転車通学生徒は必ず、その他の生徒にも自転車用の保険加入を推奨します。

① 安全運転のできる服装をする。

・事故防止のため、マフラー、スカートは着用しない。

・ヘルメットを必ず着用する。→ヘルメットの色や形状、校章の有無は問いません。

② 自転車は安全運転に適したものにする。→色や変速機等の制限はありません。「通学用自転車」を推奨しています。(理由は、前かごに荷物があってもハンドルを操作しやすいように重心設計されている点。3年間毎日乗れるように丈夫にできている点等です。)

③ 通学路は学校で指定する。

※通学路は、入学説明会要項 9 ページの「通学経路図」を参照する。

④ 手続きは「自転車通学許可願い」を提出し、許可証の交付を受ける。

※許可証の交付までの期間は、一時的に自転車通学を許可する。